

四国地方整備局における再発防止対策の実施状況

1. 体制の強化による取組の継続的な改善

【コンプライアンス推進本部】 本部長：局長、本部員：各部長

・昨年11月から15回開催。4月会議から事務所長が取組状況や課題の報告。

【コンプライアンス・アドバイザー委員会】 学者2(経・法)、弁護士2、マスコミ1

・昨年12月から委員会3回、事務所視察(入札契約手続運営委員会を模擬開催)。

2. 全職員に討議型コンプライアンス研修

・毎月、全職員がミーティングと自らの行動チェック(4-8月参加率：98%)。

・4月ミーティングから3ヶ月連続で高知事案調査報告書をテーマに討議。

・昨年4月から研修所の全研修にコンプライアンス・カリキュラム導入(昨年度の受講者372名)。4月からカリキュラムを討議型に変更(現時点の受講者216名)。

3. コンプライアンス指導者の拡充、養成

・4月、所属部署内を指導するコンプライアンス指導者を倍増(28名→65名)。特に技術系職員については、4名から39名へと大幅拡充。

・4月、指導者対象の講習会。6-7月、5ブロックごとの勉強会(参加者：ブロック内コンプライアンス指導者、本局幹部)。勉強会は四半期に1回実施中。

4. 事業者との対応ルールと情報管理の徹底

・3月、全事務所の副所長の個室の廃止。

・4月、四国地方整備局の再発防止対策を建設業関係53団体に周知。

・4月、不当な働きかけ対応と情報管理の徹底のため発注者綱紀保持規程の改正。6月、マニュアル改正。パソコン立ち上げ時メッセージ等で職員周知。

5. 入札契約手続き見直しに係る試行の拡充

・4-6月、「入札書・技術提案書の同時提出」の試行対象を段階的に大幅拡充(6月から、一般土木工事を発注するすべての事務所において全工事が試行対象)。

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

コンプライアンス・アドバイザー委員会による評価：7月

・昨年度から様々な対策に地道に取り組んでいることについては、評価する。

・ミーティング回数は十分だが、その成果の利用・共有に取り組んでほしい。